

【資料5】 県内インターンシップ等強化事業業務委託 企画提案競技評価票

評価項目	評価内容	評価内容の観点	評価点
実施体制・実績	・業務遂行能力と信頼性	○専門知識を持つスタッフや、学生・企業とのネットワークを有しているか。 ○緊急時の対応体制や、個人情報の管理体制が適切に整備されているか。 ○類似業務（インターン支援、イベント運営等）の受託実績が豊富か。	10
事業理解度・コンセプト	・事業目的の把握と実施の方向性	○本県の現状や企業の課題を的確に把握し、事業目的と提案内容が合致しているか。 ○本事業独自の付加価値や、他県・他事業との差別化要因が示されているか。	10
企画の魅力・有効性	・企画の具体性・有効性	○提案内容は、抽象的でなく、具体的となっているか。 ○学生の興味を惹く魅力的な企画となっているか ○県内企業が参加したくなるような企画となっているか ○具体的な支援方法について提案があるか	15
実現可能性・確実性	・企画の実現可能性	○事業の実施において妥当で無理のないスケジュールとなっているか。 ○提案者の有する資源に基づき、提案内容を効率的に実現できるか。 ○過去に同種の業務内容について受託実績があり、しっかりと成果を上げているか。 ○安定的なセミナー運営が可能（通信環境やそのバックアップ体制等を含む）か。 ○パステアールにおける事故や体調不良者が出た際の対応や、保険加入等の安全・危機管理は十分か。	15
広報・集客戦略	・事業実施にあたっての周知、参加者の確保	○大学生等へのアプローチ方法は、具体的で効果的なものとなっているか。 ○多数の大学生等の参加が見込める工夫がなされているか。 ○SNS等の情報発信ツールや広報媒体等は、効果的な手法が提案されているか。	20
経費・予算	・適切な経費積算 ・経費単価の妥当性	○経費の積算に当たり、全ての業務について、過不足なく項目出しと数量計上を行っているか。 ○各経費の積算単価は、適正な見積のもとに算定され、妥当なものとなっているか。	10
総合評価	・独自の提案内容等の有無	○提案内容について、提案者の独自性が盛り込まれているか。 ○その他、特別考慮できるような加点要素があるか。	10
賃金水準の向上	・下記配点表を参照	○下記配点表を参照	5
女性の活躍推進	・下記配点表を参照	○下記配点表を参照	5
合計			100

○提案事業者の「賃金水準の向上」に係る取組の配点表

大区分	小区分	配点	
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上	3	最大 5
	2.00%以上	4	
	3.00%以上	5	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	

- ※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式又は参考様式）」により次のとおり確認する。
- ・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。
 - ・秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表に準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
 - ・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。
 - ・秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式又は参考様式）」に準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
 - ・内閣府及び中小企業庁等が管理する「『パートナーシップ構築宣言』ポータルサイト」の登録企業リストに掲載している各企業のパートナーシップ構築宣言の写しを提出のうえ、同ポータルサイトのリストに当該事業者があるか確認する。

○提案事業者の「女性の活躍推進」に係る取組の配点表

大区分	小区分		配点	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各0.25	最大 0.5
		次世代法 ※2		
えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰※3		各0.5	最大 1
	女性の活躍推進企業表彰※3			
	子ども・子育て支援知事表彰※3			
	男女共同参画社会づくり表彰			

- ※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。
なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。
- ※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）
- ※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。